

定款施行規則

平成 24 年 4 月 22 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この施行規則は、一般社団法人 島根県作業療法士会定款をうけ、本会事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 正会員

(入会)

第 2 条 定款第 7 条に規定する正会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第 1 号様式のとおりとする。

(入会金及び会費)

第 3 条 定款第 8 条に定める入会金は、正会員にあつては 1,000 円とする。

2. 定款第 8 条に定める会費は、正会員にあつては年額 6,000 円とする。
3. 入会金及び会費の納入は、原則として当該年度の 6 月末日までとする。
4. 入会金及び会費の変更は、社員総会の議決によらなければならない。
5. 入会金及び会費の納入は、理事会の決議により免除することができる。

(社員名簿)

第 4 条 正会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があつたときには、遅滞なく会長に届け出なくてはならない。

2. 本会は、会員名簿を作成し、会員の異動のある毎にこれを訂正する。
3. 変更届の書式は、別記第 3 号様式のとおりとする。

(退会)

第 5 条 定款第 10 条に規定する退会届の様式は、別記第 4 号様式のとおりとする。

(失格)

第 6 条 正会員は、当該年度末日までに会費を納入しなかった場合、会員資格を取り消す。

第3章 賛助会員

(入会)

第7条 定款第7条に規定する賛助会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第2号様式のとおりとする。

(入会金及び会費)

第8条 定款第8条に定める入会金は、賛助会員にあつては10,000円とする。

2. 定款第8条に定める会費は、賛助会員にあつては年額20,000円とする。
3. 入会金及び会費の納入は、原則として当該年度の6月末日までとする。
4. 入会金及び会費の変更は、社員総会の議決によらなければならない。
5. 入会金及び会費の納入は、理事会の決議により免除することができる。

(失格)

第9条 賛助会員は、当該年度末日までに会費を納入しなかった場合、会員資格を取り消す。

(賛助会員の特典)

第10条 賛助会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会が発行する学会誌及び機関誌に、賛助会員名、住所、電話番号のほか、営業品目等を無料で掲載することができる。
- (2) 本会が発行する発行物、情報を受け取ることができる。
- (3) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。

第4章 選挙管理

(選挙管理委員会の設置)

第11条 定款第25条に規定する選挙を行うため、選挙管理委員会をおく。

(選挙管理委員会の構成および選任)

第12条 選挙管理委員会は、役員以外の2名により構成する。

2. 選挙管理委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、委員は委員長の推薦にもとづき会長が委嘱する。

(選挙公示と立候補の締切)

第13条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日

の 40 日前とする。

2. 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届出)

- 第 14 条 理事及び監事の選挙に立候補しようとする正社員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届なければならない。この場合の書式は別記第 5 号様式に準じて作成するものとする。
2. 推薦による立候補は、2 名以上の推薦者を必要とする。この場合は、本人の同意を得て、推薦者の代表が文書で届出るものとする。その書式は別記第 6 号様式の 1 に準じて作成するものとする。この場合は、本人の承諾書を添えるものとする。その書式は、別記第 6 号様式の 2 に準じて作成するものとする。

(理事会による立候補の推薦)

- 第 15 条 立候補者が定数に満たない時は、理事会が定員と同数の候補者を推進する。この場合の書式は、別記 7 号様式の 1 に準じて作成するものとする。この場合は、本人の承諾書を添えるものとする。その書式は、別記第 7 号様式の 2 に準じて作成するものとする。

(立候補が定数に満たない場合の選挙)

- 第 16 条 立候補者数が定員に満たないときは、期限までの立候補者は、無選挙当選となる。
2. 定数の不足分は、当選者を除く全正社員を対象として、社員総会会場にて選挙を行う。
 3. 投票方法は選挙管理委員会の指示に従うものとする。
 4. 第 2 項の選挙によって選出された者は、それを拒むことはできない。

(立候補に伴う選挙管理委員の退任と補充)

- 第 17 条 選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

(選挙の方法)

- 第 18 条 選挙は、社員総会において出席正社員者の直接無記名投票により行う。

(投票用紙の書式)

- 第 19 条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の順序)

- 第 20 条 役員の選挙は次の順序で行う。
- (1) 理事
 - (2) 監事

(開票立会人)

第 21 条 開票に際し立会人 2 名をおく。立会人は選挙管理委員長が指名する。

(有効投票)

第 22 条 有効投票数は、投票総数の 3 分の 2 以上なくてはならない。

(無効投票)

第 23 条 次の投票は無効とする。

- (1) 候補者氏名を記載しないもの
- (2) 候補者以外の他事を記載したもの（ただし、敬称の類はこの限りではない）
- (3) 候補者氏名を判別しえないもの
- (4) 1 投票中に定款第 2 4 条に規定する数を超える候補者氏名を記載したもの

(当選人)

第 24 条 単記投票の場合は有効投票の過半数に達した者を当選とし、過半数に達しない場合は上位 2 名で再度投票を行う。

第 25 条 連記投票の場合は、投票数の多い者より順次当選を決める。

第 26 条 当選人を決めるにあたり投票数が同じであるときは、選挙会場においてくじで決める。

(無投票当選)

第 27 条 立候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

(選挙運動)

第 28 条 選挙運動は次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会は、候補者の氏名、意見等を掲載した選挙広報を 1 回発行しなければならない。
- (2) 候補者及び推薦者代表が、選挙広報に氏名、意見等の掲載を希望するときは、その掲載文を文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。

第 5 章 会務運営

(局及び部の設置)

第 29 条 会務処理のため局及び部を置く。

2. 局長は理事会の承認を得て会長が任命する。
3. 部長は理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長の推薦を得て会長が任命する。

4. 理事をもって局長、部長及び副部長とし、任期は定款第28条（理事の任期）に準ずる。

（会務の分掌）

第30条 局および部は、次のとおりとする。

事務局：庶務部 財務部 福利厚生部 保険部

教育局：生涯教育部 学術部

作業療法推進局：広報部 事業部 渉外部

（分掌事項）

第31条 局及び部の分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

事務局

庶務部

- (1) 会員の入退会、会員原簿に関する事
- (2) 会員名簿に関する事
- (3) 内外の公文書に関する事
- (4) 議案書、会議資料、議事録に関する事
- (5) 会議案内、会議場設営、接待に関する事
- (6) 総会議事運営に関する事
- (7) 日本作業療法士協会との連携に関する事
- (8) 儀礼関係、内外の来信に関する事
- (9) 刊行物の受付及び保管に関する事
- (10) その他各部に属さないことに関する事

財務部

- (1) 予算編成に関する事
- (2) 会費その他の収入活動に関する事
- (3) 支出、決算に関する事
- (4) 会員証の作成及び発行に関する事
- (5) その他財務に関する事

福利厚生部

- (1) 会員の地位及び待遇の向上に関する事
- (2) 会員の親睦に関する事
- (3) 内外の儀礼に関する事
- (4) その他会員の福利に関する事

保険部

- (1) 作業療法の診療報酬と施設基準に関する事
- (2) 作業療法の介護報酬と施設基準に関する事
- (3) 日本作業療法士協会との連携に関する事
- (4) その他保険に関する事

教育局

生涯教育部

- (1) 新人教育に関する事
- (2) 生涯教育（中堅者研修、技術研修を含む）に関する事
- (3) 日本作業療法士協会の生涯教育制度の推進に関する事
- (4) その他生涯教育に関する事

学術部

- (1) 専門領域の研究・開発に関する事
- (2) 作業療法の学術的発展に関する事
- (3) 学術資料の作成と収集及び活用に関する事
- (4) その他学術に関する事

作業療法推進局

広報部

- (1) 機関紙「おおはいごん」の編集・発行に関する事
- (2) 内外への作業療法（士）の広報・宣伝活動に関する事
- (3) ホームページの管理及び運用に関する事
- (4) 日本作業療法士協会との連携に関する事
- (5) その他広報に関する事

事業部

- (1) 公益活動の企画・運営に関する事
- (2) 作業療法啓発活動の企画・運営に関する事
- (3) 会員を対象にした事業の企画・運営に関する事
- (4) 他の部署が企画する事業への参画に関する事
- (5) 日本作業療法士協会からの事業委託に関する事
- (6) その他事業に関する事

渉外部

- (1) 関係行政機関との折衝に関する事
- (2) 県内の関係団体・関係者との連絡調整に関する事
- (3) その他渉外に関する事

(委員会の設置)

第32条 本会の会務運営にあたり委員会を置くことができる。

2. 委員会は常設委員会、特設委員会の2種とする。
3. 常設及び特設委員会の委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、委員は委員長の推薦に基づき会長が委嘱する。
4. 委員長及び委員の任期は、定款第28条（理事の任期）に準ずる。ただし、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。

(常設委員会)

第 33 条 常設委員会は本会業務の基本事項について審議または審議と執行を担当する。

2. 常設委員会の種類及び分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

選挙管理委員会

(1) 役員の選挙に関すること

倫理委員会

(1) 作業療法士職業倫理指針に関すること

(2) 会員の倫理向上に関すること

(3) 協会倫理委員会との連携に関すること

3. 常設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。

4. 常設委員会の委員長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(特設委員会)

第 34 条 特設委員会は理事会の委託を受け、特定事項の審議または審議と執行を担当する。

2. 理事会は特設委員会設置にあたり、任務の内容と期限を明示しなければならない。

3. 特設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。

4. 特設委員会の委員長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 6 章 施行規則の変更

(規則の変更)

第 35 条 この施行規則は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. この規則は、平成 24 年 4 月 22 日から施行する。

会 長 印		事 務 局長印		財 務 部長印	
----------	--	------------	--	------------	--

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

入会申込書（正会員）

一般社団法人 島根県作業療法士会会長 様

私は、一般社団法人 島根県作業療法士会に正会員として入会したく申請いたします。

入会申込者 氏 名 _____ 印 _____

生年月日（西暦） _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 男 ・ 女 _____

勤務先 施設名 _____ 勤務形態（ 常勤 非常勤 ）

所在地 〒 _____

連絡先 電話（ _____ ） - _____ FAX（ _____ ） - _____

電子メール _____

自宅住所 〒 _____

電話（ _____ ） - _____ FAX（ _____ ） - _____

電子メール _____

出身校 _____

作業療法士免許取得年（西暦） _____ 年 _____ 免許番号 _____ 号

日本作業療法士協会会員番号 _____ 前所属士会（転入の場合） _____

入部希望（ 庶務部 財務部 福利部 保険部 生涯教育部 学術部 広報部 事業部 渉外部 ）

注意 1 会員名簿には施設住所及び連絡先、会員氏名のみ記載します。

注意 2 個人情報は県士会活動にのみ活用します。

注意 3 自宅会員の方は郵送物等の配達のため自宅住所を必ず記入ください。

注意 4 電子メールを用いて研修会情報等をお知らせします。必ず記入ください。

注意 5 入会時にいずれかの部への入部希望をお聞かせください。

注意 6 日本作業療法士協会会員番号を必ず記載ください。

会 長 印		事 務 局長印		財 務 部長印	
----------	--	------------	--	------------	--

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

入 会 申 込 書（賛助会員）

一般社団法人 島根県作業療法士会会長 様

私は、一般社団法人 島根県作業療法士会に賛助会員として入会したく申請いたします。

入会申込者 氏名又は法人名 _____ 印

所在地または住所 〒 _____

連絡先 電話（ _____ ） — FAX（ _____ ） —

E - m a i l _____

（個人の場合）

勤務先 施設名 _____

所在地 〒 _____

連絡先 電話（ _____ ） — FAX（ _____ ） —

E - m a i l _____

職種 _____

注意1 個人情報は県士会活動にのみ活用します。

会 長 印		事 務 局長印	財 務 部長印
----------	--	------------	------------

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

変 更 届（正会員）

一般社団法人 島根県作業療法士会会長 様

私は、このたび下記の項目に変更がありましたので、変更届を提出いたします。

変更内容全てにし、申込者氏名及び変更項目を記載してください。

氏名（改姓など） 勤務先変更 自宅住所変更 その他

変更申込者 氏 名 _____（旧姓 _____） 印 _____

生年月日（西暦） _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 男 ・ 女 _____

勤務先 施設名 _____（変更前 _____） 勤務形態（ 常勤 非常勤 ）

所在地 〒 _____

連絡先 電話（ _____ ） - FAX（ _____ ） -

E - m a i l _____

自宅住所 〒 _____

電話（ _____ ） - FAX（ _____ ） -

E - m a i l _____

その他 （ _____ ）

会 長 印		事 務 局長印		財 務 部長印	
----------	--	------------	--	------------	--

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

退会届（正会員・賛助会員）

一般社団法人 島根県作業療法士会会長 様

氏名または団体名 _____

現住所または所在地 _____

私は、このたび下記の理由により退会いたしたく、退会届を提出します。

理由

.....

.....

.....

.....

.....

退会前 所属施設名 _____

連絡先（郵送物等の事後連絡のため） _____

氏名又は法人名 _____ 印 _____

別記第5号様式（第14条関係）

理事 }
監事 } 選挙候補届

候補者氏名		性別	男・女
住所（自宅）			
勤務先施設名			
勤務先所在地			
生年月日（西暦）	年	月	日（才）

上のおり立候補の届出をします。

年 月 日

氏名



一般社団法人 島根県作業療法士会 選挙管理委員会

委員長

様

別記第6号様式の1（第14条関係）

理事 }
 監事 } 選挙候補者推薦届

候補者氏名		性別	男・女
住所（自宅）			
勤務先施設名			
勤務先所在地			
生年月日（西暦）	年	月	日（才）
添付書類	候補者の承諾書		

上のおり推薦届出をします。

年 月 日

推薦届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

推薦届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

一般社団法人 島根県作業療法士会 選挙管理委員会

委員長 様

別記第7号様式の1（第15条関係）

理事 }
 監事 } 選挙候補者理事会推薦届

候補者氏名		性別	男・女
住所（自宅）			
勤務先施設名			
勤務先所在地			
生年月日（西暦）	年	月	日（才）
添付書類	候補者の承諾書		

上のおり理事会推薦の届出をします。

年 月 日

会 長 氏 名 _____ 印

一般社団法人 島根県作業療法士会 選挙管理委員会

委員長 様

別記第6号様式の2（第14条関係）

候補者推薦届出承諾書

年 月 日執行の役員選挙における候補者になることを承諾します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

推薦者届出代表 _____ 様

別記第7号様式の2（第15条関係）

候補者理事会推薦届出承諾書

年 月 日執行の役員選挙における候補者になることを承諾します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

会 長 _____ 様